

## 第2章

# 第一種施設に求められる受動喫煙対策

### 1 病院・行政機関の庁舎など

#### 対象となる施設の例

- 病院、診療所、助産所、薬局
- 介護老人保健施設及び介護医療院
- 難病相談支援センター
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師が業務を行う施術所
- 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎  
(行政機関がその事務を処理するために使用する施設や法律で設置することが定められている施設など)

#### 規制内容

- 屋内に喫煙場所を作ることはいけません。
- 敷地内の屋外に喫煙場所を作る場合は、特定屋外喫煙場所の要件を満たさなければなりません。

### 2 大学・児童福祉施設など

#### 対象となる施設の例

- 大学(大学院のみの施設は除く。)
- 高等専門学校、専修学校及び各種学校(20歳未満の者が主として利用するものに限る。)
- 各種養成施設
- 児童福祉施設  
児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(27ページの3で対象となるものを除く。)のほか、障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援もしくは保育所等訪問支援のみを行う事業またはこれらのみを行う事業を除く。)、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育施設など
- 少年院及び少年鑑別所

#### 規制内容

- 屋内に喫煙場所を作ることはいけません。
- 敷地内の屋外に喫煙場所を作る場合は、特定屋外喫煙場所の要件を満たさなければなりません。

### 3 幼稚園～高校、保育所など

#### 対象となる施設の例

- 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- その他これらに準ずるもの(認定こども園、認可外保育施設など)

#### 規制内容

- 屋内に喫煙場所を作ることはいけません。
- 敷地内の屋外に喫煙場所を作らないようにしなければなりません。(道条例)  
2021年(令和3年)4月～

### 4 特定屋外喫煙場所の要件

- ① 第一種施設の敷地内の屋外の場所であること。
- ② 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。(例: 建物の裏や屋上など)  
利用者が通常立ち入らない場所であっても、近隣の施設に隣接する場所などは受動喫煙を生じさせないように配慮する義務に欠けますので、設置場所として適切ではありません。
- ③ 喫煙することができる場所が区画※されていること。  
※区画とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものであることが必要です。柵やパーテーションで囲うことの他に、地面にラインを引くなどの方法も考えられますが、通年で使用する場合は降雪期にも明確に区別できるような配慮をお願いいたします。
- ④ 喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。  
※標識の例⇒ 札幌市ホームページからダウンロードすることができます。



喫煙することができるたばこの種類

紙巻たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

(標識の例)※